

研修事業計画の概要

今年度の研修は、「第5次市町村職員研修実施計画」に基づき、1. 一般研修、2. 研修指導者養成研修、3. 実務専門研修、4. 特別研修の4つの区分に従い実施する。

1. 一般研修（階層別研修）

一般研修は、各階層で必要とされる地方自治の現状と課題の認識、行政執行上の知識・技術の習得、職場執行意欲の向上及び分権時代を担う行政のプロとしての能力を計画的かつ体系的に開発できるよう、次の11課程の研修を実施する。

- (1) 新任職員（前期）研修
- (2) 新任職員（後期）研修
- (3) 現任職員（1部）研修
- (4) 現任職員（2部）研修
- (5) 現任職員（3部）研修
- (6) 係長級職員（1部）研修
- (7) 係長級職員（2部）研修
- (8) 課長補佐級職員研修
- (9) 課長級職員研修
- (10) 部・次長級職員研修
- (11) 定年延長者等職員研修

2. 研修指導者養成研修

研修指導者養成研修は、研修センター及び各市町が行う研修の講師養成並びに研修推進の核となる職員を養成するため、次の2課程を実施する。

- (1) ワークショップ・ファシリテーター養成研修
- (2) 公務員倫理指導者養成研修

また、研修指導者のフォローアップ及び指導者相互の交流を図るための各研究会を年数回（2回程度）実施する。

- (3) 研修指導者研究会
 - ① S S T
 - ② 公務員倫理
 - ③ 政策形成
 - ④ ワークショップ・ファシリテーター
 - ⑤ クレーム対応

3. 実務専門研修

実務専門研修は、実務に携わる担当者、中でも実務経験の浅い担当者を対象に、その実務に関する専門的な知識や技術を習得し、職務遂行能力を高めるために次の8課程の研修を実施する。

- (1) 研修管理者研修
- (2) 研修プランナー研修
- (3) 例規担当職員研修
- (4) 私債権等徴収事務担当職員研修
- (5) 給与事務担当職員研修
- (6) 選挙管理事務担当職員研修
- (7) 採用・面接事務研修
- (8) 保育士業務研修

4. 特別研修（能力開発研修）

特別研修は、市町職員の意識改革を図り、さらなるパワーアップを目指し、職務執行の実践力を身に付けるため、次の16課程で実施する。

また、県職員との交流を図るとともに、受講者の選択範囲を広げていくことを目的とした滋賀県政策研修センターとの連携研修を実施する。

- (1) 法制講座（地方自治法）
- (2) 法制講座（地方公務員法）
- (3) 法制講座（民法）
- (4) 法制執務研修（基礎編）
- (5) 議会対応研修
- (6) 文書作成能力向上研修
- (7) プレゼンテーション能力向上研修
- (8) クレーム対応能力向上研修
- (9) 会議力向上研修
- (10) 事務ミス防止研修
- (11) DX研修
- (12) 政策デザイン研修
- (13) 複式簿記の基礎研修
- (14) 1DAYセミナー
- (15) 県市町連携実地研修～地域課題の解決に向けて～
- (16) 県政策研修センター連携研修

○ 研修の評価

Plan（計画）→Do（実施）→Check（評価）→Action（改善）というマネジメントサ

イクルの原理に則り、研修センターで実施した研修の成果向上を目指して、今年度も受講者による研修アンケートなど、研修の事後評価に取り組み、更なる改善に努める。

○ 市町独自研修支援事業

市町における独自研修がより充実し、円滑に実施されるよう次の事業を実施する。

(1) 独自研修実施に対する支援

① 研修経費の一部支援

(a) 広域自主研修支援

市町が広域的に合同で職員研修を行う場合、講師の紹介や謝礼金等の経費の一部を支援する。

(b) 接遇研修支援事業

接遇指導者がスキルアップを図れるように勉強会を開催する。また、市町が接遇研修を実施できるよう情報提供を行う。

② 研修資機材、参考図書の貸出

(a) 研修機材—プロジェクター、ビデオカメラ など

(b) 研修資材—DVD（職員研修用、研修講師用）など

(c) 参考図書—「地方自治」「ガバナンス」などの月刊誌及び関係教本

③ 研修講師の派遣及び紹介

(2) 研修に関する調査及び支援

① 市町研修に関する実態調査及びアンケート

② 研修情報誌の編集・発行及び研修情報の提供

③ 研修関係資料の収集及び整理

④ 研修に関する各種マニュアルの作成と活用

5 研修センターの組織機構及び「市町村職員研修実施計画」について

組織機構については、平成 14 年 4 月 1 日に滋賀県内の全市町村で構成される一部事務組合「滋賀県市町村職員研修センター」として設立以来 24 年目となり、市町職員の更なる資質向上と能力開発を目指して職員研修を実施するとともに、職員研修及び人材育成に関する調査・研究を行い、市町の負託に応じていく。

研修については、「第 5 次市町村職員研修実施計画」に基づき実施するが、効果的・効率的に推進するため、各市町の研修ニーズを把握しながら随時、内容の検討、見直しを行っていくものとする。